

番 号 : 151142

国 名 : コロンビア

担当部署 : 産業開発・公共政策部民間セクターグループ第一チーム

案件名 : 一村一品 (OVOP) コロンビア推進プロジェクト (社会的包摂/コミュニティ開発)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 社会的包摂/コミュニティ開発
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年2月中旬から2017年1月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.85M/M、現地 6.00M/M、合計 6.85M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地派遣期間(1)	国内作業期間(1)	現地派遣期間(2)
5日	45日	2日	45日
国内作業期間(2)	現地派遣期間(3)	国内作業期間(3)	現地派遣期間(4)
2日	45日	3日	45日
整理期間			
5日			

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な現地派遣日程は提案が可能です。条件については、「10. 特記事項」に記載しています。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 1月27日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出、又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年 2月26日以降の業務実施契約 (単独型) 公示案件 (再公示含む) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ (ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約 (単独型) (2014年4月以降契約) >業務実施契約 (単独型) 簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_qt/20150618.html) をご覧ください。

なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 16点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 8点

(計100点)

類似業務	社会的包摂／コミュニティ開発支援に係る各種業務
対象国／類似地域	コロンビア／全途上国
語学の種類	西語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

コロンビアでは国内紛争が長年にわたり続いてきたが、近年になってようやく紛争は終結しつつあり、政治・社会も復興・安定に向かっている。その一方で紛争の結果生じた社会的・経済的格差への対応が課題であり、それぞれの地域の多様性を認めた上で地域に焦点を当てた開発政策を実現し、民主的な繁栄と持続的な社会経済の発展につなげていくことが望まれている。

このような状況の中、コロンビア政府は、地域の社会的安定と復興に向け、国内紛争の影響で住居移転を余儀なくされた住民や社会的弱者を含む地域住民相互の信頼関係構築・回復と、地域の価値を認識し共同・協働・団結を通じた地域共同体の強化を目指す取り組みとして、一村一品運動（One Village One Product: 以下、「OVOP」）を推進している。

OVOPは、2009年に副大統領主催でOVOPセミナーを開催したことから始まり、2009年6月には、国家企画庁(Departamento Nacional de Planeación:以下、「DNP」)のリーダーシップの下、OVOP中央委員会が結成され、OVOPの推進メカニズムの構築を図るまでに至っている。これらの活動を通じ、コロンビア政府はOVOPの意義を認め、これを国家レベルで推進していくこととして国家開発計画（2010年-2014年）の中に位置づけている。さらに同政府は、新たに策定された国家開発戦略（2015年-2018年）においても更なる地域開発の促進を目指しており、引き続きOVOPを地域開発促進のための方策として盛り込み、国内の他地域に普及可能な包摂的な地域開発モデルを形成することとしている。

このような背景から、JICAはこれまでに短期専門家2名（一村一品運動推進、地域振興）の派遣と、国別研修（一村一品運動推進：45名参加済）の実施を通じてコロンビア側の取り組みを支援してきた。これら支援を通じて、国家職業訓練庁の全国TV会議システムを活用したOVOP概念の普及やコンセプトペーパーの策定、OVOP中央委員会によるOVOPイニシアチブ（以下、「イニシアチブ」）（※1）評価指標の設定、国内の全32県のうち29県から提出された213件のイニシアチブ申請書の評価とそれを踏まえた12イニシアチブ（10.（2）参照）の選定、そして、OVOP全国大会等が実施されてきた。

このような背景の下、2014年3月より開始した「一村一品（OVOP）コロンビア推進プロジェクト」（以下、本プロジェクト）では、DNPを中心に9つの機関（※2）をカウンターパート（以下、「C/P」）機関として、コロンビアが取り組んでいるOVOPのメカニズムを開発・強化して、OVOPの主体である地域の参加者と運動を支援・促進する行政の能力強化、及び広く人々が裨益する地域開発のモデルの確立を支援することを目的として活動を展開してきた。本プロジェクトによって対象地域のコミュニティの一体性と経済的自立が強化され地域の安定と発展に寄与することが期待されている。

現在、本プロジェクトでは、OVOP中央委員会におけるOVOP推進モデルの提案と推進戦略案の策定支援に加えて、これまでに策定したOVOP市委員会及び各イニシアチブにおけるアクションプラン及びビジネスプランの実施を主に支援している。支援の展開にあたっては、各イニシアチブで選定された商品・サービスの「商品力の強化」と、広く地域住民が裨益する「参加促進と社会的包摂」がバランスよく実現するよう留意している。「参加促進と社会的包摂」の観点においては、プロジェクト目標である「人々に広く裨益する地域開発モデル」の構築、及び上位目標である「平和に向けた地域の再生を目指し」た「コミュニティの一体

性と経済的自立」の強化を常に意識し、コミュニティ内の住民の自発的参加の拡大により、社会的包摂が促進されるよう支援を行っている。また、OVOP 運動は、紛争により疲弊した地域における経済再活性化の可能性をもたらすと同時に、帰還した国内避難民、投降兵士等を含む、様々な立場、状況にあるコミュニティの住民の融和を図り、連帯を強化する可能性を有している。今後、これらの経験から成果や課題を抽出し、コロンビアでの地域開発の現状を考慮した上で、OVOPを活用した開発プロセスや手法を整理し、モデル化していくことを予定している。

(※1) イニシアチブとは、地域に固有の独創的な産品・サービス・アイデアを通じて地域開発を推進している地域の組織・組合であって、OVOP中央委員会が認めたものをいう。

(※2) 本プロジェクトのC/P機関は以下のとおり。

DNP、農業農村開発省、商工業観光省、文化省、社会繁栄庁（以下、「DPS」）、国家職業訓練庁、コロンビア民芸品公社、連帯組織ソリダリアス（以下、「ソリダリアス」）、国際協力庁

7. 業務の内容

本業務従事者は、「社会的包摂／コミュニティ開発」の専門家として、既に派遣されているチーフアドバイザー業務／地域開発専門家、業務調整／研修プログラム策定専門家、同時期に派遣されるマーケティング専門家（以下、専門家チーム）と協働・調整し、C/P機関（含む地方支所）が12イニシアチブに対する社会的包摂／コミュニティ開発にかかる支援を自立的に計画・実施できるよう必要な技術指導を行う。また、OVOP市委員会、OVOP県委員会、及び12イニシアチブへの社会的包摂／コミュニティ開発に関する支援を通して、各地域レベルでのコミュニティの多様な関係者の参加の促進にかかる取り組み能力を強化する。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間（2016年2月中旬）

- ① 既存関連資料の収集・整理・分析を行い、現地での円滑な業務遂行に向けた準備を行う。
- ② 専門家チームと情報交換を行い、最新情報を確認する。
- ③ 上記①、②の情報収集・分析結果をもとに、協力期間全体を通じた業務工程・業務方針等について記述したワークプラン（和文及び西文）を作成しJICA産業開発・公共政策部に説明し、提出する。

(2) 第1次現地派遣期間（2016年2月下旬～2016年4月上旬）

- ① 現地業務開始時にプロジェクト関係者（JICA コロンビア支所、C/P 機関、専門家チーム）にワークプランを提出し、現地派遣期間中の業務工程・業務方針について確認する。
- ② 社会的包摂／コミュニティ開発に係るこれまでの活動をレビューし、当該分野に関係する C/P 機関（現時点の候補はソリダリアス、以下、「協働 C/P 機関」）からの各イニシアチブへの地域コーディネーターの配置も含めた具体的な協働方法を検討する。
- ③ 各イニシアチブにおいて、社会的包摂の観点から、既にある好事例の抽出、及び失敗事例も含めた教訓を抽出する。
- ④ 上記②、③を基に、社会的包摂／コミュニティ開発の観点から、優先的に支援するイニシアチブ（以下、「優先イニシアチブ」）、OVOP 市委員会、OVOP 県委員会を特定し、優先イニシアチブ及び各委員会における各種活動の実施方法について指導・助言を行い、協働 C/P 機関とともに OVOP 推進にかかる活動を支援する。

- ⑤ 上記④に関連し、これまでに策定した OVOP 県委員会・市委員会及び優先イニシアチブにおけるアクションプラン及びビジネスプランの実施、モニタリング、及び必要に応じてその見直し・修正を支援するとともに、以下の分野における具体的活動支援や研修を実施する。
 - (ア) 協働 C/P 機関が配置する地域コーディネーター向けのファシリテーション能力向上のための支援、研修
 - (イ) 市 OVOP 委員会や各イニシアチブの関係者に対する OVOP リーダー育成に関する支援、研修
 - (ウ) 中央・県・市の各 OVOP 委員会関係者に対する社会的弱者を含む様々な地域住民との信頼関係構築や参加促進にかかる支援、研修
- ⑥ モデル県（現時点の候補はキンディオ県）において、現在選定されている 12 イニシアチブ以外の他地域におけるイニシアチブ（以下、新規イニシアチブ）への OVOP 運動の普及の可能性を検討するとともに、社会的包摂／コミュニティ開発の観点からその手順・過程を取りまとめる。取りまとめた結果を踏まえ、他地域への OVOP 運動展開のための活動を専門家チームとともに実施する。
- ⑦ 上記②～⑥を基に今後新規に OVOP を展開する際に、紛争被害者を含む社会的弱者の参加促進やコミュニティの融和促進のための具体的方策・好事例、及び社会的包摂／コミュニティ開発の観点からの配慮すべき事項をまとめ、プロジェクトにおいて取りまとめる OVOP 推進戦略やガイドラインに横断的視点として盛り込んでいく。
- ⑧ 必要に応じ、DPS の持つ各種支援プログラムの効果的な活用方法の検討及び各 OVOP 市委員会、各イニシアチブへの支援を行う。
- ⑨ 上記②～⑧の活動について整理し、事業進捗報告書（和文及び西文）の取りまとめに協力する。以降、事業進捗報告書の作成・提出予定時期（※3）に基づき、報告書の取りまとめに協力する。
- ⑩ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（案）（西文）を作成し、C/P 機関及び JICA コロンビア支所に提出し、現地業務結果の報告を行う。

（※3）事業進捗報告書作成・提出予定時期

- ・事業進捗報告書第3号（2016年2月）
- ・事業進捗報告書第4号（2016年8月）
- ・事業進捗報告書第5号（2017年2月）

（3） 第1次国内作業期間（2016年4月中旬）

- ① 現地業務結果報告書（和文及び西文）を作成・提出し、進捗状況について JICA 産業開発・公共政策部に報告する。
- ② 上記①を踏まえ、次期現地派遣期間以降の業務工程・業務方針等について記述したワークプラン（和文及び西文）を作成し JICA 産業開発・公共政策部に説明し、提出する。

（4） 第2次現地派遣期間（2016年5月上旬～2016年6月中旬）

- ① 上記（2）①～⑩の業務を継続して実施する。
- ② 専門家チームとともに第3回国別研修の内容の検討を行う。
- ③ これまでの社会的包摂／コミュニティ開発分野の活動の進捗・成果を取りまとめ、プロジェクトの中間レビュー調査の実施を支援する。

（5） 第2次国内作業期間（2016年6月下旬）

- 上記（3）①、②の業務を継続して実施する。

- (6) 第3次現地派遣期間（2016年8月中旬～2016年9月下旬）
- ① 上記（2）①～⑩の業務を継続して実施する。
- (7) 第3次国内作業期間（2016年10月上旬）
- ① 上記（3）①、②の業務を継続して実施する。
 - ② 第4次現地派遣期間中に開催する12イニシアチブの経験を他県と共有するためのセミナー（100名程度）の内容についてプロジェクトメンバーと検討を行う。
- (8) 第4次現地派遣期間（2016年11月上旬～2016年12月中旬）
- ① 上記（2）①～⑩の業務を継続して実施する。
 - ② 12イニシアチブの経験を他県と共有するためのセミナーの開催に向け、社会的包摂／コミュニティ開発の観点からの発表内容を検討し、必要に応じ発表を行う。
- (9) 帰国後整理期間（2016年12月下旬～2017年1月上旬）
- ① 上記（3）①の業務を実施する。
 - ② 契約期間全体を通じての成果、提言等を含む専門家業務完了報告書（和文）を作成・提出し、JICA産業開発・公共政策部及びJICAコロンビア支所に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン（各回の現地派遣に先立ち作成）
- ・ 和文2部（JICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所）
 - ・ 西文3部（C/P機関、JICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所）
- (2) 現地業務結果報告書（第1次～第4次）
- ・ 和文2部（JICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所）
 - ・ 西文3部（C/P機関、JICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所）
- 記載項目は以下のとおり（PDM、POに沿って社会的包摂／コミュニティ開発の観点から各成果・活動の進捗状況・課題について記載すること）。
- ① 業務の具体的内容
 - ② 業務の達成状況・成果
 - ③ 今後の活動に向けた課題、対応方針、コロンビア側関係者に対する提言
- (3) 専門家業務完了報告書
- ・ 和文2部（JICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所）
- 記載項目は以下のとおり（PDM、POに沿って社会的包摂／コミュニティ開発の観点から各成果・活動の進捗状況・課題について記載すること）。
- ① 業務の具体的内容
 - ② 業務の達成状況・成果
 - ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処
 - ④ 残された課題と今後の活動に向けた提言
 - ⑤ その他

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。また、現地派遣期間中及び国内作業期間中の業務従事月報を作成し、監督職員へ提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作

成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む（見積書に計上して下さい）。

航空路は、ニューヨーク、アトランタ、トロント、ヒューストン、シカゴ、ダラス、デトロイト、ワシントン、又はドバイ、ドーハ、アブダビ、ミュンヘン経由を標準としつつ、より効率的かつ経済的経路、航空会社であること。

(2) 一般管理費等の上限加算

特になし。

10. 特記事項

(1) 現地での業務体制

本プロジェクトは2014年3月より開始し、短期専門家（チーフアドバイザー業務／地域開発専門家）及び長期専門家（業務調整／研修プログラム策定）を派遣中。2014年3月から5月にかけて短期専門家2名（中小零細ビジネス支援、社会的包摂／コミュニティ開発）を派遣しベースライン調査を実施するとともに、2015年2月から10月までマーケティング専門家及びコミュニティ開発／社会的包摂の専門家を派遣した。また、2015年12月現在、プロジェクト活動を支援するローカルスタッフとして、地域コーディネーター3名とシニアコーディネーター1名（チーフアドバイザー不在の際のプロジェクト活動のモニタリング等を担当）を配置している。

(2) 12イニシアチブ対象地域について

本事業の対象12イニシアチブ（※6）のうち、現状JICAの安全基準から日本人専門家が活動できるイニシアチブは9サイトとなっている。その他のサイトにおける活動についてはC/Pが直接支援を行うとともに、各イニシアチブの関係者を日本人専門家が訪問可能な近隣の都市に招聘し活動を展開する予定。

（※6）12イニシアチブ一覧

	名称	県	市町村名	備考
1	フィケ手工芸(草カゴ等)	アンティオキア県	サンビセンテ	
2	フィグリアの銀細工(アクセサリー等)と観光	ボリバル県	モンボックス	
3	パイパのチーズ	ボヤカ県	パイパ	
4	ティエラデントロの自然、文化と観光	カウカ県	インザ	JICA 関係者立入不可
5	トゥチンのカーニャフレチャ製品	コルドバ県	トゥチン	
6	クリーン生産	クンディナマルカ県	スサ	
7	天体観光	ウイラ県	ビジャビエハ	
8	太陽の祭りインティライミ	ナリーニョ県	プエブロ・デ・ロス・パストス	JICA 関係者立入不可
9	シブンドイ谷の環境観光	プトウマヨ県	シブンドイ	JICA 関係者立入不可
10	キンディオの道観光	キンディオ県	フィランディア	

11	ナチュラルな粉末赤砂糖食品	サンタンデル県	ソコッロ	
12	ラ・チャンバの陶器	トリマ県	グアモ	

(3) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

2016年2月25日に第2回JCC会合を予定しているため、第1回目の現地派遣期間開始は同会合に出席できる日程が望ましいが、難しい場合にはそれ以外の日程の提案も可能。また2016年2月下旬から2016年12月下旬の間で、上記2. (2)に記載の国内・現地各々のM/M内で、上記2. (3)及び上記7. と異なる派遣時期、日数を提案することが可能。ただし、現地派遣回数は4回を上限とする。また各現地派遣期間においては30日以上現地業務を行うものとする。

②便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおり。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 国内移動及び車両借上げ

国内移動のための航空賃及び車両の提供（各イニシアチブ訪問のための市外地域への移動を含む。）は、プロジェクト側で負担する。

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジする。

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境完備）

(4) 参考資料

①公開資料

- ・ プロジェクト基本情報
(<http://qwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/2A00E148389CA32049257BF30079DFE3?OpenDocument&pv=VW02040102>)
- ・ コロンビア共和国一村一品（OVOP）コロンビア推進プロジェクト詳細計画策定調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000014239>)
- ・ 紛争影響国における雇用と生計向上に係る情報収集・確認調査 最終報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000007426>)
- ・ コロンビア国 国内避難民支援のための地方行政能力強化プロジェクト 詳細計画策定調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000252429>)

②配布資料

以下の資料を当機構産業開発・公共政策部民間セクターグループ第一チーム（TEL：03-5226-8055）で配布します。

- ・ 事業進捗報告書第1号（2014年12月）
- ・ 事業進捗報告書第2号（2015年7月）
- ・ 専門家業務完了報告書（チーフアドバイザー業務／地域開発）
- ・ 専門家業務完了報告書（コミュニティ開発／社会的包摂）

- ・ 専門家業務完了報告書（マーケティング）

（５）その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② コロンビア国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、機構総務部安全管理室、JICAコロンビア支所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。突発事項の発生あるいは機構からの安全管理上の指示によりやむを得ず行程の変更や延長が発生する場合には、随時協議し決定する。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（２０１４年１０月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。